金融資産の減損に関する会計基準の開発 プロジェクト ECL モデル(IFRS 基準)における信用リスクの著しい増大の評価

に関する定め 項目

本資料の目的

1. 第 168 回金融商品専門委員会 (2021 年 8 月 25 日開催) 及び第 169 回金融商品専門 委員会(2021年9月7日開催)において、金融資産の減損に関する会計基準の開発 におけるステップ1(ECL(IFRS 基準)とCECL(米国会計基準)のどちらのモデル を開発の基礎とするかの選択)の検討の前段階として、「金融資産の減損に関する 日本基準、IFRS 第 9 号及び Topic 326 の比較」、「ECL モデル(IFRS 基準)と CECL モ デル(米国会計基準)の基本的な考え方|及び「ECL モデル(IFRS 基準)とCECL モ デル(米国会計基準)の当初適用による影響」の説明を行った。

- 2. 前項の検討においては、両モデルの重要な特徴及び相違は、以下の点であることを 確認した」。
 - (1) ECL モデルでは、当初認識以降の信用リスクの著しい増大 (Significant Increase in Credit Risk:以下「SICR」と記載する場合がある。)の評価に基づ き、12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失を切り分ける相対的アプロ ーチを採っていること。
 - (2) CECL モデルによれば、金融資産の信用度にかかわらず、常に全期間の予想信用 損失が認識されること。
- 前項の特徴及び相違は、ステップ1においてどちらのモデルを開発の基礎にするか の選択を検討する場合において重要な検討項目となると考えられるため、本資料で は、ECL モデルにおける SICR の評価に関する原則及びガイダンス等について確認 した上で、事務局による分析を行っている。

¹銀行等における貸出金を念頭に置いたものであり、営業債権、契約資産及びリース債権につ いて ECL モデルが設けている単純化したアプローチは扱っていない。

信用リスクの著しい増大(SICR)に関する IFRS 第9号の定め

主要な原則及び明確化に関する定め

- 4. IFRS 第 9 号は、各報告日において信用リスクの著しい増大の有無について評価しなければならないとしており、これに関する原則及び明確化として、主に以下の定めを設けている(IFRS 第 9 号 5.5.9 項、5.5.11 項、B5.5.2 項、B5.5.9 項から B5.5.11 項、B5.5.15 項、B5.5.49 項から B5.5.54 項)。
 - (1) 全期間の債務不履行リスク(以下「デフォルト・リスク」という。)

SICR の評価は、当初認識時と報告日現在における、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の全期間(予想残存期間)にわたるデフォルト・リスクの変動を用いて行わなければならない²。

(2) 信用リスクの著しい増大は一般的に期日経過前に認識されるとの想定

通常、信用リスクは、金融商品が期日経過となるか又は他の借手固有の遅行性要因(例えば、条件変更又はリストラクチャリング)が観察される前に増大している。そのため、SICRの有無を評価するにあたって、無条件に期日経過情報だけに依拠することはできない。

(3) 合理的で裏付け可能な将来予測情報

SICR の評価においては、過去の事象、現在の状況に加え、将来の経済状況の予測について利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。この情報には、企業自身による予測のほか、市場情報(例:外部ベンダー情報)も含まれる。

なお、必要な情報の入手可能性は企業によって異なるため、これらの情報は、 「過大なコストや労力を掛けずに入手可能なもの」とされている(本資料第20項を参照)。

(4) 信用リスクの変化の絶対値及び変化率3

.

² ローン・コミットメントについては、引き出された貸付金のデフォルト・リスクの変動を考慮する。また、金融保証契約については、保証先の債務者のデフォルト・リスクの変動を考慮する (IFRS 第9号 B.5.5.8項)。

³ IASB は、当初の信用リスクや予想残存期間(期間構造)を考慮することは、貸出等の価格付け及び外部信用格付けの基礎となっているモデルや、オプション価格算定モデル及びそれらのバリュエーションであり、健全性規制の要求事項の目的のためにデフォルト・リスクを測定す

IFRS 第9号における信用リスクは、IFRS 第7号「金融商品:開示」付録の定義に基づき、「金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者が財務的損失を被ることとなるリスク」と定義されているが、上記(1)に示したとおり、SICR の評価にあたっては、原則として信用リスクとして全期間のデフォルト・リスクを用いることが要求されている(IFRS 第7号の定義では、時間の概念が明示されていないが、SICR の評価にあたっては考慮することとなる。)。

ここで、信用リスクについて定量化した数値を用いる場合には、絶対値でどの程度変化したかという変化幅だけでなく、その変化率も考慮しなければならない。

したがって、信用リスクの絶対値の変化幅が同じであっても、当初の信用リスクの絶対値が低い金融商品の方が、信用リスクの増大が相対的に大きいとみなされ得る。

(5) 予想残存期間とデフォルト・リスクとの関係性

上記(4)で示した信用リスクの定義は、必ずしも時間の概念を含まないものであるが、SICRの評価においては全期間のデフォルト・リスクに基づくため、金融商品の予想残存期間を考慮することが必要となる。

そのため、IFRS第9号では、債務者の信用リスクが同じ場合、通常、金融資産の予想残存期間が長いほどデフォルト・リスクは高くなること及び債務者の信用リスクが評価期間中にわたり変わらない場合には、通常、金融商品のデフォルト・リスクは満期に近付くにつれ小さくなるという関係を考慮することが要求されている⁴。

事務局のコメント

5. 我が国の一般事業会社及び銀行等における貸倒見積高の算定は、金融商品会計基準等及び銀行等監査特別委員会報告第4号等により、報告日時点における財政状態及び経営成績等を考慮した債務者区分及び債権区分に基づく絶対的アプローチを基礎としており、ECLモデルの相対的アプローチとは基本的な考え方及び実務上の運用の双方で差異が生じていると考えられる。

例えば、ECL モデルにおける相対的アプローチは、以下の点で現行の日本基準にお

るためのモデル等と整合するものと説明している(IFRS 第9号 BC5.173項)。

⁴ ただし、満期の近辺に多額の支払義務があるだけの金融商品については、デフォルト・リスクは必ずしも時の経過とともに減少しない場合があるとされる。

ける実務と親和的でないと考えられる。

- 債務者単位でなく、債権又は債権グループ単位で、当初認識以降にどの程度 信用リスクが変化したかを把握する必要があること。
- 同じ債務者に対する債権であっても、貸出時期及び当初の信用リスクの違いにより、異なるステージ区分(例えば、ステージ1とステージ2)になり得ること。

信用リスクの著しい増大(SICR)の評価方法

(評価アプローチ)

- 6. SICR の評価は、様々な情報及びそれらに基づく判断による必要があるため、IFRS 第9号は、その方法について具体的又は機械的なアプローチを定めておらず、企業の信用リスク管理体制や手法の洗練度及びデータの利用可能性、また金融商品の特性に応じて適切なアプローチを適用するものとしている(IFRS 第9号 B5.5.16項、BC5.156項、BC5.157項)。
- 7. なお、特に銀行等の金融機関においては、SICR の評価を、定性的な情報だけではなく、統計モデルや信用格付けプロセスを経て行うことが多いものの、対象となる金融商品の特性も踏まえた上で、SICR の有無を適切に評価できる場合には、定性的な情報に基づく判断で足りることもあり得るとされている。

(デフォルト確率に基づく方法及び損失率アプローチの位置付け)

8. SICR の評価において、信用リスク管理で一般的に用いられるデフォルト確率 (倒産 確率) ⁵の変動を用いることは、あくまで方法の1つであり、必ずしもそれが要求されるものではないとされている。

したがって、デフォルトが生じた場合に金融商品の額面又は帳簿価額に対してどの程度の損失が発生するかに基づく損失率アプローチも、一定の要件を満たす場合は用い得るとされている(IFRS 第9号 B5.5.12項)。

(SICRに関連性のある情報(要因又は指標)の例示)

9. SICR の評価は、対象となる金融商品の種類、借手の特性並びに地域等を考慮し、信用リスク及びその変化に関連性のある要因や指標を用いて、評価への関連度合いも

⁵ 一定の期間内に貸出先がデフォルト状態に陥る確率を表したもの。過去の実績に基づく実績デフォルト率と、様々な手法を用いた推定デフォルト確率があるが、ECL モデルにおける将来予測情報を織り込む観点からは、通常、後者の推定値を指す。

加味して行うとされている。

なお、関連性のある可能性がある情報として、主に以下の例が示されている(IFRS 第9号 B5.5.16項、B5.5.17項)。

- 借手の財務状況や業績、借手を取り巻く経済環境、規制環境、技術環境
- 貸手における内部信用格付け及び行動スコアリングや外部信用格付け
- 借手の信用リスクに係る市場指標(信用スプレッドや借手が発行した金融商品の価格等)
- 当初認識以降の信用リスクの変化による、報告日時点で類似の金融商品を新た に組成又は発行するとした場合の条件の違い(信用スプレッドの上乗せ、特約 条項の厳格化、担保又は保証の増額、収益担保率の引き上げ等)

事務局のコメント

10. SICR の評価方法については、原則主義的なアプローチが採られており、また、関連性のある情報についても、信用リスク分析に関連する情報の例示であるため、我が国の企業の信用リスク管理実務においても用いられている方法や情報が、どの程度利用可能かは一概には言えないと思われる。

SICR の評価単位:個別的評価及び集合的評価

(集合的評価の位置付け)

- 11. IFRS 第9号では SICR (及び減損損失の測定) に関し、個別的評価と集合的評価の両方を認めており、かつ両者について明確な優先関係を設けていない。
- 12. これは、減損の要求事項の目的は、当初認識以降の信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、全期間の予想信用損失を認識することであるため、その目的上、評価が個別的か集合的かは本質ではないとの考えに基づいている(IFRS 第9号 5.5.4項、BCE. 159項等)。
- 13. なお、以下のような場合には、個別的に評価を行うことが困難であるため、金融商品を共通の信用リスク特性に基づき適切なポートフォリオ(グループ)に分け、集合的なレベルで評価することが適切とされている(IFRS 第9号 B5.5.4項、B5.5.16項、BC5.138項等)。
 - 信用リスクの著しい増大をもたらす要因又は指標が、個別の金融商品のレベル

では識別可能ではない場合6

● 信用リスクの著しい増大を適時に識別するために、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な信用リスク情報が入手できない場合

(共通の信用リスク特性)

- 14. 前項の集合的評価を行う場合、共通の信用リスク特性として、以下が例示されている (IFRS 第9号 B5.5.5項、BC5.139項)。
 - 金融商品の種類、信用格付け、担保の種類
 - 当初認識の日、満期までの残存期間
 - 業種、借手の所在地
 - ・ デフォルト確率に影響がある場合には、金融資産と比較した担保価値(例 えば、一部の法域におけるノンリコース貸付金又は貸出金対担保評価額比 率 (LTV: Loan to value))
- 15. なお、集合的な評価を行う際の留意点として、グルーピングの単位が大き過ぎることにより、それに含まれる個別の金融商品の SICR を見落とすことがないように、適切なレベルでグルーピングを行うべきであること、また、適切と判断されるレベルは時の経過と共に変化し得ること等も考慮する必要があるとされている(IFRS 第9号 B5.5.6項、BC5.141項)。
- 16. また、金融商品グループが同質であるため、共通の信用リスク特性に基づきグルーピングできない場合であっても、信用リスクと、それに影響を与える特定の経済変数との相関を考慮して(例:金利上昇と住宅ローンに係る信用リスクの関係)、グループ全体の一定割合のみについて信用リスクが著しく増大しているとみなすことが適切な場合もあるとされている(IFRS 第9号 B5.5.6項、適用ガイダンス設例5、IE39項)。

事務局のコメント

17. 我が国における金融商品会計基準等に基づく実務では、個々の債務者を信用リスクに応じて区分した上で、個別引当を行う場合を除き、集合的に過去の貸倒実績率等に基づき貸倒引当金を算定する方法が用いられていると考えられるが、IFRS 第9号では、将来予測情報を織り込む目的上、より細かい区分の単位で集合的評価を用い

⁶ 小口ローンなどの金融商品で、顧客が契約条件に違反するまで、個々の金融商品について定期的に入手されモニターされている更新された信用リスク情報がほとんど又は全くない場合が例示されている(IFRS 第9号 B.5.5.3 項)。

ることがあり得ると思われる。

相対的アプローチに関する実務運用上の負荷を軽減するための定め

18. ECL モデルでは、相対的アプローチに基づき、SICR の評価を行うことが要求されているが、実務運用上の負担を軽減するための簡便化の定めが設けられており、以下において説明する。

(原則主義に基づく評価アプローチ)

19. 本資料の第6項及び第7項で示したとおり、SICRの評価において、特定のアプローチは要求されておらず、金融商品の特性や企業の状況に応じたアプローチを適用できるとされている。

(過大なコストや労力を掛けずに利用可能な範囲での最善の情報に基づくこと)

20. SICR の評価を行う上で、過大なコストや労力を要する場合にはその限りではない とされている。

(30 日超の期日経過の反証可能な推定)

21. 本資料の第 4 項(2)に記載したとおり、信用リスクの著しい増大は、一般的に期日経過前に認識されるとされているが、将来予測情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合には、SICR の評価において期日経過の情報を用いることができるとされ、契約上の支払の期日経過が 30 日超の場合には、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定規定が置かれている(IFRS 第 9 号 B5. 5. 19 項から B5. 5. 21 項)。

(信用リスクが低い場合の取扱い)

- 22. 報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができるとの反証可能な規定が置かれている(IFRS第9号5.5.10項、B5.5.22項からB5.5.24項、BC5.184項)。
- 23. 前項の信用リスクが低いケースに該当するものとして、以下のガイダンスが置かれている。
 - 評価対象である金融商品の信用リスクに関する内部信用格付けや評価方法等が 国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的であること(例:国際 的な格付機関)。
 - 外部格付けにより投資適格とされるものは、信用リスクが低いとみなされる可能性がある。

(当初認識時の信用リスクが同様とみなせる金融商品のグループ化)

24. IFRS第9号では、内部信用格付けにおいて、格付けの一定範囲での変化がSICRではないと判断でき、当初認識時の信用リスクが同様であるとみなせる場合に、その範囲に含まれる金融資産を単一の当初格付けを持つグループとして纏めた上で、その当初格付けに照らしてSICRに該当する格付けの閾値を事前に設定し、報告日時点では、当該閾値まで内部格付けが悪化した顧客に対する貸出をSICRと判定する方法等を例示している(IFRS第9号適用ガイダンスIE40項からIE42項までの設例6、IE43項からIE47項までの設例7、BC5. 161項、BCE. 159項)7。

(12 か月のデフォルト・リスクを用いることが認められるケース)

25. 本資料の第4項(1)に示したとおり、SICRの評価は全期間のデフォルト・リスクを考慮することが原則とされているが、一括返済型貸付金のように、多額の支払及びそれによるデフォルト・リスクが今後12か月よりも先の期間に集中するような金融商品である場合や、マクロ経済等の要因が12か月より先の信用リスクに影響する場合でなければ、12か月のデフォルト・リスクの変動が、全期間のデフォルト・リスクの変動の合理的な近似となる場合があるとしている(IFRS第9号B5.5.13項、B5.5.14項)。

ディスカッション・ポイント

上記ご説明についてご質問及びご意見があれば頂きたい。

以上

⁻

⁷ また、報告日時点における債務者の信用リスクに基づき SICR が評価できる状況についての例も示している。